

2. 建築物

(1) 住居系用途地域等（都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域に定められている地域以外の地域）

景観誘導基準	チェックポイント	チェック	備考
1. 全体計画・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める (a) 敷地の条件、建物の特性を活かし、ゆとりや広がり確保に努める (b) 建物から敷際まで全体を一体的、あるいは関連づけてデザインする (c) アプローチと道路空間との連続性や一体感あるデザインを施す		
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらす、圧迫感を低減するように努める (a) 広がりある景観が保たれるような配置・形態にする (b) 敷際でのオープンスペースの確保に努める (c) 道路に面する壁面のセットバックや壁面デザインの分割を行う		
2. 屋根の形態意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める (a) 遠景として見た場合にも、周囲に馴染む、すっきりとしたスカイラインになるよう考慮する (b) 周囲と調和する落ち着いた印象の素材とする		
3. 外壁の形態意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する (a) 屋外階段やエレベーターは、通りから目立たないように配置やデザインを工夫する (b) バルコニーは、洗濯物や設備類が見えにくいデザインにする		
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる		
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による		
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ (a) 色数を極力減らすとともに、色差の大きいストライプを避ける (b) 大々的なペインティングなどの装飾は行わない (c) 2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差を2以内とする		
	(5) アクセントカラーは、各立面の1/20以内とする		
	(6) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする (a) 質感のある素材とする (b) 光沢が強く、光を反射する金属類の使用は極力避ける (c) ミラーガラスの大々的な使用は避ける		
	(7) 歴史的な景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する 伝統的な工法を取り入れるなどの配慮をする		

景観誘導基準		チェックポイント	チェック	備考
4. 屋上工作物等・附帯設備	(1)乱雑にならないよう配慮する	(a)屋上工作物は通りから見えにくい位置に設置するか、建物本体と調和を図り、すっきりとした形態、目立ちにくい色彩で設置する (b)建築物の附帯設備類は道路などの公共空間から見えない位置に配置する、ルーバーなどで隠す、壁面と同色にするなどの工夫により目立たせない		
	(2)夜間景観に配慮する	(a)照明灯は周辺の景観に配慮した色温度とする (b)照明灯の配置・配光に配慮する (c)照明灯の光源が直接見えないように配慮する (d)点灯時間に配慮する		
5. 敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める	(a)敷際のデザインに開放性を取り入れる、又は透視性のある素材を用いる (b)積極的に緑化する (c)敷際に設置するものの大きさや高さ、色彩を工夫する (d)敷際に設置するものは、道路から控えて設置する (e)緑化した敷際に設置するものは、みどりを引き立てる低彩度の落ち着いた色彩にする (f)潤いや季節感を演出する要素を取り入れ、親しみやすい敷際空間をつくる (g)敷際の附帯設備類は目立たない場所に設置する、あるいは植栽などで囲う		
6. 駐車・駐輪場、ごみ置場	道路からの見え方に配慮する	(a)舗装の仕上げ等、質感のある仕上げにするなど工夫する (b)植栽などで囲み、印象を和らげる (c)建物内に確保する、敷地の奥に配置するなど、通りから見えにくくする (d)建物と調和するデザイン、あるいは建物と一体的なデザインを施す		
7. 植栽	緑の保全と育成に努める	(a)敷地内に生育する樹木は保全するよう努め、建物配置、生育状況、植栽環境等によりやむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる (b)敷地内に樹形が優れた樹木がある場合は、計画に活かすよう配慮する (c)シンボルツリーを配置する (d)高木・中木・低木の配置に配慮し、緑空間を立体的に表現するよう努める (e)様々な樹種を織り交ぜることで四季の移り変わりに応じた、彩りのある景観づくりに努める (f)緑の連続性に配慮する (g)壁面緑化やプランターを置くなどし、敷地内の緑化に努める		